

社会学研究科における研修生・研究生制度について

社会学研究科における研修生・研究生の選考方法については、以下の通りとする。

1. 研修生

(1) 出願資格

次のいずれにも該当する者に、研修生の選考を行う。

立命館大学大学院博士課程前期課程または修士課程を修了した者で、修了後 2 年を経っていない者。

上記期間を越えている場合であっても、「特別願」(社会学研究科所定用紙)を社会学研究科に提出することによって、研修生となることを許可する場合もありうる(ただし、その場合は明確な理由が必要となる)。

社会学研究科応用社会学専攻博士課程後期課程の進学を希望している者で、社会学研究科教員の内諾を得ている者。

(2) 選考方法

書類選考を基本とする。ただし、場合によっては面接を行うこともありうる。

(3) 提出書類

「研修生・研究生願」(本学所定用紙)

「研修生・研究生 研究計画・志望理由書」(社会学研究科所定用紙)

<特別に研修生となることを希望する者のみ>「特別願」(社会学研究科所定用紙)

(4) 留意事項

継続して申請する場合は 2 年を限度とする(3 年目以降の更新は認めない)。ただし、相応の事由がある場合は、研究科委員会の判断の下で特別に研修生となることを認める場合がある。

後期課程への進学意志がない者については、原則として研修生となることを許可しない。

研修生制度は「研究を継続し、大学の研究施設を利用しようとするもの」について与える制度であり、研究指導を行うものではない。

2. 研究生

(1) 出願資格

次のいずれにも該当する者に、研究生の選考を行う。

立命館大学大学院博士課程後期課程または一貫制博士課程の履修要件を満たした者で、修了または退学後 5 年を経っていない者。

上記期間を越えている場合であっても、「特別願」(社会学研究科所定用紙)を社会学研究科に提出することによって、研究生となることを許可する場合もありうる(ただし、その場合は明確な理由が必要となる)。

社会学研究科教員の内諾を得ている者。

(2) 選考方法

書類選考を基本とする。ただし、場合によっては面接を行うこともありうる。

(3) 提出書類

「研修生・研究生願」(本学所定用紙)

「研修生・研究生 研究計画・志望理由書」(社会学研究科所定用紙)

<特別に研究生となることを希望する者のみ>「特別願」(社会学研究科所定用紙)

(4) 留意事項

継続して申請する場合は 3 年を限度とする(4 年目以降の更新は認めない)。但し、2009 年度前期末までに資格を有したものは 5 年を限度とする。

研究生制度は「研究を継続し、大学の研究施設を利用しようとする者」について与える制度であり、研究指導を行うものではない。

以上